

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年4月3日付け大総務第11号等別表1及び2の（あ）欄に記載の各諮問書により諮問のありました2件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表2の（い）欄に記載の部分公開決定において公開しないこととした部分のうち、別表3に掲げる部分について公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成21年1月19日に別表1及び2の（え）欄に記載の請求内容による公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求に対し、別表1の（え）欄に記載の公文書（以下「本件文書1」という。）を保有していない理由を別表1の（お）欄に記載のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、平成21年2月2日付け大総務第207号により不存在による非公開決定（以下「本件決定1」という。）を行った。

また、実施機関は、別表2の（え）欄に記載の請求内容に対し、歳出予算執行明細一覧（住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの）（平成20年3月10日に出力されたもの）（以下「本件文書2」という。）を含む別表2の（お）欄に記載の各公文書を特定し、別表2の（か）欄に記載する情報を公開しない理由を別表2の（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、平成21年2月2日付け大住吉総第137号により部分公開決定（以下「本件決定2」という。）を行った。

なお、あわせて、別表2の（さ）欄に記載の公文書を特定し、平成21年2月2日付け大住吉総第136号により公開決定している。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 の（き）欄及び別表 2 の（け）欄に記載の各年月日に、本件決定 1 及び 2 の各決定（以下「本件各決定」という。）を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、それぞれ異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定 1 について

本件申立ての趣旨は、本件請求に対する本件決定 1 について異議はないが、30 万円を受け取った職員が既に退職していることを記載していないことについて異議があるとしたものである。

本件請求では、30 万円を受け取った職員が退職しているかどうか分かる文書の請求ではなく、またそうした趣旨が容易に推察できる請求内容でないことから、当該情報は「公開請求に係る公文書を保有していない理由」欄又は「備考」欄に記載する必要のない情報である。

2 本件決定 2 について

条例第 7 条第 1 号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護するために特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

異議申立人が公開を求めている本件文書 2 には、執行主管、予算区分、会計年度ごとの予算執行にかかる情報が記載されている。代表債権者名をはじめ、公開しないこととした項目は、個人名が特定できるものやそのもの自体には個人を特定する情報がないものの、これらの情報を公開することで、他の請求で明らかになる情報と照合することにより、懲戒処分等の対象となった職員が明らかとなる特定の個人を識別できる情報であると認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

また、懲戒処分等の行政措置は、当該公務員にとっては、職務に関する情報であっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しないと認められ、ただし書ウには該当せず、その内容、性質からしてただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

したがって、上記情報は条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報」に該当すると判断し、非公開としたものである。

第 4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定 1 について

(1) 本件決定 1 の決定通知書の決定理由には異議はないが、その 30 万円を受け取った職員は既に退職している旨を備考欄に補記すること。

(2) 本件請求の対象公文書の内容にある職員が退職者であることが、2 月 13 日に初めてわかった。

しかし、不適正資金問題調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）はその事を知っていたのか疑問である。事務局は住吉区役所の報告書で知っていたはずであり、総務局行政部総務担当も不存在の通知を出すなら、当該職員は既に退職していることは知っているのに、通知書の理由欄には、元職員と表記するか、備考欄にその旨書くべきである。

- (3) 本件請求を行った日は1月19日であり、当該職員が退職しているかどうか分かる請求はそもそも出来るはずがない。住吉区和田総務担当課長（以下「前課長」という。）の一連の説明を信じて公開請求したものである。

前課長は全てを検討委員会に報告していると説明していたので、本件請求したものであり、当該職員の事案を検討委員会に報告していなかったとすれば、本件申立ての補記も、報告されていないのなら総務局行政部総務担当ができるはずはなく、合点がいく。審査会には前課長より事情聴取することを望む。

- (4) 前課長は不祥事を隠し切ったのだと確信しており、審査会に判断を委ねる。

2 本件決定2について

- (1) 本件文書2の公開しないこととした部分のうち代表債権者名以外は公開を求める。
- (2) 条例第7条第1号は個人情報の保護であるが、代表債権者名以外は、日付であったり金額であったり番号であったりする。それが特定の個人をどの様にして識別するのに利用できるのかわからない。
- (3) 住吉区役所の前課長及び牧野係長は、情報公開の担当と相談して部分公開の決定を通知したと言っているが、両氏及び情報公開担当者が、市長が唱える「原則公開」に逆行する不的確な理由を掲げて部分公開としたことに憤りを感じるとともに、本市全職員に条例を再度勉強することを強く要望する。
- (4) 住吉区の説明は、条例の解釈・運用の手引の丸写しであり、本件の9割以上黒塗りされた文書のどこに守らなければならない個人の尊厳があり、守らなければならない個人のプライバシーが書かれているか市民は全く分からない。
- (5) また、他に請求した情報と照合することにより、個人名を特定云々と言っているが、もしこの平成14年度歳出予算執行明細一覧に書かれている中の一部について情報公開を請求しても、保存期間が過ぎており、不存在とする可能性が大である。
- (6) 処分等の対象となった職員が明らかとなる云々ともあるが、総務局が今回の事件で処分した職員を、請求により情報公開しており、処分対象者は大阪市が公表している各種資料と合わせるだけで判明する。
- (7) 条例第7条第1号で守られる個人情報とは、市民を対象にしており、また、ただし書ウは、職員番号、私事に関する情報等が該当するのであり、不正を働いた職員が本件の黒塗りにより守られる事は市民として全く理解できない。
- (8) 住吉区役所は、本件文書をもう一度精査し、たとえば「命令金額」だけでも公開するなど、その間違った解釈を正してほしい。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、別表1の（お）欄に記載のとおり理由を付して本件決定1を行っているが、これに対し、異議申立人は、本件決定1の決定理由に異議はないが、30万円を受け取った職員は既に退職している旨を備考欄に補記するか、決定理由中の記載を元職員とすることを求めている。

また、実施機関は、条例第7条第1号及び第5号に基づき本件決定2を行ったのに対し、異議申立人は、本件文書2について、条例第7条第1号により公開しないこととした部分のうち、代表債権者名以外の情報（以下「本件各情報」という。）の公開を求めている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件決定1の理由付記及び補記のあり方並びに本件各情報の条例第7条第1号該当性の問題である。

3 理由付記及び補記のあり方について

(1) 公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときの理由の提示について、条例第10条第3項は、「公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

本条文は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、公開しない理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨であると認められる。

(2) このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、不存在による非公開決定通知書に付すべき理由は、公開請求者において、不存在である具体的な理由が、そもそも対象公文書を作成又は取得していないのか、存在はしたが保存年限が経過したため廃棄したのかなど、何故公文書が存在しないのかを了知し得るものでなければならないと認められる。

(3) 以上の趣旨を踏まえ、本件の決定通知書に記された理由を見ると、実施機関が本件請求に係る公文書を保有しない理由について、検討委員会における判断を根拠に、

文書が作成されていない旨を説明しているという点において不備はないと認められる。

- (4) また、備考欄は、当該決定に際し、実施機関の主体的な判断のもと、請求者に通知しておくべき内容がある場合に活用する欄として設けられている趣旨と解される
ところ、本件理由付記の補足として、異議申立人が望む「当該職員が既に退職して
いる」旨の内容を記載しなければならないとまでは認められない。
- (5) 以上の点から、別表１の（え）欄の記載の請求に対する本件決定１の理由付記に
は不備がなく、また、備考欄に特段の記載がないことも不備にあたるとは言えない。
- (6) なお、決定理由中の「検討委員会では、不適正資金に関与した職員は懲戒処分の
対象とするべきであると判断しており」との記載の趣旨等について実施機関に確認
したところ、検討委員会が上記の判断を行ったことは事実ではあるものの、職員の
処分について個別事案毎の判断は行っていないとのことである。

上記理由の記載によれば、本件文書１が作成されていない理由について、検討委
員会が個別事案毎に何らかの判断を行ったとの誤解を招きかねないため、当審査会
は、実施機関に対し、今後よりの確な理由の記載に努めるよう望むものである。

４ 条例第７条第１号該当性について

- (1) 条例第７条第１号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる
氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他
の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの
を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な
お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができ
ると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により
又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、
身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ
る情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂
行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行
の内容に係る部分」は、条例第７条第１号本文に該当する場合であっても、公開し
なければならない旨規定している。
- (2) 異議申立人は、本件文書２の非公開とされた情報のうち、本件各情報は、日付、
金額、番号等であり、これらの情報が特定の個人をどのようにして識別するのに利
用できるのかわからないと主張している。
- (3) これに対し、実施機関は、本件各情報は、当該情報そのものにより、または他の
公開請求で明らかになる情報と照合することにより、懲戒処分等の対象となった職
員が明らかになり、特定の個人が識別されるとともに、誰がいかなる処分を受けた
かが明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。
- (4) そこで、実施機関に特定の個人がどのように識別されるのか、詳細な説明を求め
たところ、次のとおりであった。
ア 本件文書２は、「歳出予算執行明細一覧（住吉区選挙担当 不適正資金問題に
おけるもの）（平成２０年３月１０日に出力されたもの）」であり、住吉区選挙担

当における不適正資金問題にかかる、執行主管、予算区分、会計年度ごとの予算執行の情報が記載されている公文書である。

イ 本件請求を受けて特定された本件文書2は、不適正資金問題にかかる予算執行に関する公文書であり、本件の予算執行に関わった職員が、当該不適正資金問題に関わる事案の実行行為者として特定されることは明らかである。

ウ このような状況の下、本件各情報を手がかりに行われる他の公開請求により明らかとなる情報から、結果として、懲戒処分の対象となった特定の個人が識別される。

(5) 当審査会において確認したところ、不適正資金問題に関しては、検討委員会の報告書をはじめ各種資料が公表されており、関係職員の処分方針及び内容についても既に一部公にされている。その中で、不適正資金にかかる処分の量定の基準として、不適正資金にかかる実行行為を行った者で資金の捻出をした者は、懲戒処分の対象である旨が明らかになっている。

また、「不適正資金問題にかかる再調査」にかかる事案に対する調査報告において、資金の捻出方法については、職員の家族を架空雇用し、支出した賃金を資金前渡により受領しプールしていたことが既に公開請求によって明らかにされている。

(6) 以上の状況を踏まえると、本件文書2は、不適正資金に関する予算執行の文書として特定されたものであることから、どの執行分が不適正な支出に該当するかまでは不明であるものの、不適正な支出が含まれていることは明らかである。

これらのことから、異議申立人は公開を求めているが、本件文書2の代表債権者名欄には、これらの予算執行に関わった職員名が含まれており、代表債権者名が公になれば、不適正資金の捻出等の行為を行った者として、当該職員が懲戒処分を受けたとの推認に至ることは明らかである。

(7) ここで、特定の職員が懲戒処分を受けたという情報は、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、職員の懲戒処分の概要については、懲戒処分に関する指針に基づき公表されているものの、当該職員の氏名は含まれておらず、特定の職員が懲戒処分を受けたという事実までをも公にすることとした法令や慣行は存在せず、ただし書アには該当しない。

また、特定の職員が懲戒処分を受けたという情報は、公務員の職務に関する情報であっても、その職務の遂行に関する情報には当たらないから、ただし書ウにも該当せず、また、その性質上、ただし書イにも該当しない。

(8) 以上の内容を踏まえると、特定の職員が懲戒処分を受けたという情報は、条例第7条第1号に該当すると認められるが、一方で、異議申立人が主張するとおり、本件各情報は日付、金額、番号等であり、それだけでは特定の個人を識別することはできないとも認められ、他の情報と照合することによって、特定の個人が識別可能かどうかの問題となる。

(9) 条例第7条第1号にいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」における「他の情報」の範囲としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情

報が含まれ、また、何人も公開請求できることから、入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解するのが相当である。

以上の内容を踏まえて、当審査会では、本件各情報を公開することにより、他の情報と照合することによって、不適正資金の実行行為者すなわち懲戒処分の対象者である特定の個人が識別可能といえるか、以下に検討する。

ア 部及び款・項・目・節

まず、部は、一般会計予算を経常的経費と臨時的経費に分けて管理するためのものである。本件にかかる事案の概要によれば、アルバイトの雇用など選挙にかかる資金に充てる目的で支出されていることから、いずれの経費であるかはほぼ明らかにされているに等しい情報である。

次に、款・項・目・節は歳入歳出予算を区分するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第216条において、歳出予算をその目的に従って款・項に区分しなければならない旨定められているところ、款・項を公にしても、事案の概要で既に公表されている内容と同程度の情報を明らかにするに過ぎないと認められる。

他方、目・節は、具体的な選挙名等、予算執行の詳細が分かる情報であり、どの選挙において不適正な支出が行われたかを明らかにする情報であると認められるところ、既に公開されている年度と個別の選挙事案という情報が特定されれば、これらの情報を端緒として別途、不適正資金に限定せずに公開請求することで入手可能な情報と照合することにより、結果として代表債権者名が明らかとなることから、不適正な支出等に関与した特定の個人が識別可能であると認められる。

イ 支出内容、確定日付、契約番号、確定額、命令日付、命令番号、命令金額、支払日、支払金額及び支払残額

これらの情報は、当該予算科目の個別の執行分における情報であり、これらの情報を端緒として、別途、不適正資金に限定せずに公開請求することで入手可能な情報と照合することにより、結果として代表債権者名が明らかとなることから、不適正な支出等に関与した特定の個人が識別可能であると認められる。

ウ 配分金額、確定累計額及び配分残額

実施機関に確認したところ、本件文書2である歳出予算執行明細一覧は、当該予算科目（款・項・目・節）毎に出力され、配分金額は当該年度の当該予算科目における予算配分金額であり、確定累計額は当該予算科目の執行分の確定金額を累計した金額であり、配分残額は、配分金額から確定累計額を差し引いた金額であるとのことである。

まず、配分金額が明らかとなれば、当該年度の予算配分額を予算科目と照合すれば、どの予算科目の支出であるかを明らかにすることになるため、上記アにある款・項・目・節の目・節が明らかになるのと実質的に同じ意味を持つと認められる。

確定累計額についても、当該予算科目毎の執行の累計額であり、これも決算確定後においては、配分金額と同額になるため、配分金額を公開することと実質的に同じであると認められる。

配分残額については、通常残額は発生しないと認められるところ、これを公開しても不適正な支出等に関与した特定の個人が識別可能であるとは認められない。

エ 推定日付、推定番号及び推定額

実施機関に確認したところ、事業を行うに当たり、必要であると推定される額を事業実施起案の段階で、前もって予算確保の意味で金額登録をしているものとして使用される欄であり、金額確定後は空欄となるため、本件請求時点では決算が確定し全て金額確定していることから個別の予算執行を特定するには至らないと認められ、不適正な支出等に関与した特定の個人が識別可能であるとは認められない。

オ 適正な執行分について

本件文書2のうち、不適正資金に関する支出ではない適正な個別執行分（以下「適正執行分」という。）については、その執行に係る代表債権者は、当該執行行為そのものは懲戒処分の対象となる行為ではないから、懲戒処分の対象者としての情報ではない。

しかしながら、適正執行分の公開により明らかとなる情報を端緒として、別途、不適正資金に限定せずに公開請求することで入手可能な情報と照合することにより、結果として、不適正な執行分の代表債権者名も明らかとなることから、不適正な支出等に関与した特定個人の識別が可能であると認められる。

- (10) 以上により、部・款・項・目・節のうち款・項、配分残額、推定日付、推定番号及び推定額は、他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することができる情報には当たらないから、これらの情報は条例第7条第1号には該当しないと認められる。

他方、それ以外の本件各情報は条例第7条第1号に該当すると認められる。

- (11) なお、異議申立人は、前記第4の2(6)に記載のとおり、処分対象者は大阪市が公表している各種資料と合わせるだけで判明すると主張しているが、既に公表されている資料等を照合することで、仮に特定の処分対象者が識別されることがあったとしても、このことをもって、本件各情報のうち条例第7条第1号に該当する情報を公開すべきとはいえず、当審査会の判断を左右するものではない。

- (12) さらに、異議申立人は、前記第4の2(7)に記載のとおり、条例第7条第1号で守られる個人情報とは市民を対象とし、不正を働いた職員が本件の黒塗りにより守られることは市民として全く理解できないとも主張しているが、条例第7条第1号が規定する個人情報とは、市民のみを対象としているものではなく、また、特定の職員が懲戒処分の対象者であることを明らかにする情報は、前述のとおり、同号に規定する個人情報に該当する以上は、不適正資金の支出に関与した職員の情報であったとしても、公開すべきとはいえない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、前記第4の1(1)ないし(3)に記載のとおり、30万円を長期間保管していた職員の事案を検討委員会に報告していたのか疑念が生ずるとし、関係職員への事情聴取を望むとの趣旨の主張を行っているが、当審査会は、本件事案そのものに関する大阪市の対応の適否、当否あるいは真否の究明を行う機関ではなく、実施機関の公文書の公開についての判断の妥当性を調査審議する機関であることに照らせば、異議申立人の求めには応じられない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 大野潤、委員 赤津加奈美、委員 木下智史

別表 1 (平成21年度諮問受理第 1 号)

(あ)	諮問書	平成21年 4 月 3 日付け大総務第11号
(い)	決定 (本件決定 1)	平成21年 2 月 2 日付け大総務第207号による不存在による非公開決定
(う)	請求日	平成21年 1 月19日
(え)	請求内容	③不適正資金問題調査検討委員会において、住吉区役所より報告された預金履歴の資料の中で、選挙係長より現金で30万円を受け取った職員が、今回の一連の問題発覚後100日以上も過ぎた 5 月21日に総務課長に返金した事及び、数年間個人で保管していた事を不問とした経緯（これは私的流用ではないか！）が分かる委員会の文書 【本件文書 1】
(お)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	30万円を受け取った職員が、今回の一連の問題発覚後、100日以上も過ぎた 5 月21日に総務課長に返金した事を不問とした経緯が分かる委員会の文書について、不適正資金問題調査検討委員会では、問題発覚後、100日以上も過ぎた 5 月21日に総務課長に返金した事を不問とする判断を行っていないため、当該文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。 また、同職員が、数年間個人で保管していた事を不問とした経緯が分かる委員会の文書について、不適正資金問題調査検討委員会では、不適正資金に関与した職員は懲戒処分の対象とするべきであると判断しており、当該文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。
(か)	担 当	総務局行政部総務担当
(き)	異議申立て	平成21年 2 月16日

別表 2 (平成21年度諮問受理第 2 号)

(あ)	諮問書	平成21年 4 月 7 日付け大住吉総第18号
(い)	決定 (本件決定 2)	平成21年 2 月 2 日付け大住吉総第137号による部分公開決定
(う)	請求日	平成21年 1 月19日
(え)	請求内容	①平成20年 5 月30日付けで、住吉区役所より不適正資金問題調査検討委員会に提出された、[「不適正資金問題にかかる再調査」にかかる事案に対する調査報告]にある 1 ページ目の当該科目の決算額資料 歳出予算執行明細一覧 2 ページ目の復元された履歴照会票 ②住吉区役所総務担当係長牧野一浩氏が平成20年 4 月～6 月の間で、超過勤務までして作成した全ての不適正資金問題関係資料

(お)	公文書の 件名 (本件部分公開 文書)	①歳出予算執行明細一覧(住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの) (平成20年3月10日に出力されたもの)【本文書2】 ②履歴・預入明細照会票(住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの) (平成20年3月10日に照会したもの) ③選挙経費集計表 収入(住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの) ④公的使用額確認リスト(住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの) ⑤事案概要、関与内容等整理表(住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの)
(か)	公開しないこ ととした部分	①部、款項目節、配分金額、確定累計額、配分残額、支出内容、代表債権者名、推定日付、推定番号、推定額、確定日付、契約番号、確定額、命令日付、命令番号、命令金額、支払日、支払金額、支払残額 ②年月日(照会した年月日を除く)、取引口座情報(科目を除く)、お取引先名 ③選挙名、関係者氏名、賃金からの捻出の該当月、賃金からの捻出の金額(合計金額を除く) ④(ア) 選挙名 (イ) 支払先の法人等事業者名 ⑤(ア) 関係者氏名、関係者に関する情報 (イ) 関与内容等、調査結果内容
(き)	上記の部分 を公開しない理 由	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明) 上記公開しないこととした部分のうち①、②、③、④(ア)、⑤(ア)の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、または他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるとともに、誰がいかなる処分を受けたかが明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明) 上記公開しないこととした部分のうち④(イ)、⑤(イ)の情報は本件調査に関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の調査において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避したり、調査協力を回避することが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
(く)	担 当	住吉区役所総務担当
(け)	異議申立て	平成21年2月16日
(こ)	決定 (本件関連決定)	平成21年2月2日付け大住吉総第136号による公開決定
(さ)	公文書の件名 (本件公開文書)	選挙経費集計表 支出 (住吉区選挙担当 不適正資金問題におけるもの)

別表3 (公開すべき情報)

・部、款・項・目・節のうち款・項、配分残額、推定日付、推定番号及び推定額
